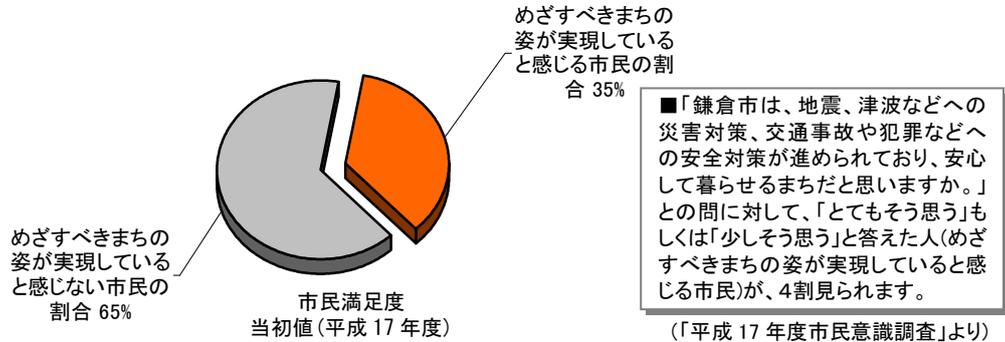


## 第5節 安全で快適な生活が送れるまち

### 1 地域安全

〈めざすべきまちの姿〉

災害対策、交通事故や犯罪などへの安全対策が進められているまち



### ■ 現状と課題 ■

《防災・消防》

- 開発等による中高層建築物\*の増加など、都市形態の変容に伴い災害も複雑多様化し、都市防災への総合的な対策が求められています。一方、歴史的遺産を持つ古都として、また、風光明媚な海岸線等を有する観光地として、年間を通じて外国人を含む多くの観光客があり、これら観光客や文化財を災害から守る必要があります。
- 東海地震や南関東地震の発生が懸念されるほか、首都圏直下型地震については、とりわけ都市機能がマヒするなど甚大な被害に発展することが予想されるため、地震対策の一層の充実・強化を図る必要があります。
- 地震・津波・台風などの自然災害をはじめ、国内外を問わず発生する社会的影響を伴う事件・事故等の社会的災害にも十分な対策を図る必要があります。
- 本市にはその地形的特色から、建物の背後のがけや急傾斜地等、住民の日常生活を脅かすおそれのある危険な箇所が数多くあり、崩壊防止工事や防災工事を進める必要があります。また、水害についても浸水地域を中心に引き続き排水対策を進める必要があります。
- 災害時の防災拠点となる市庁舎、市立小中学校、消防庁舎・消防団器具置場のさらなる耐震化整備を図る必要があります。
- 災害の未然防止と被害の軽減を図るため、火災防ぎょ訓練・研修の実施や消防・救急無線のデジタル化による情報収集の効率化を図るなど消防・救急体制の強化や、市民の自主的防災意識の高揚、訓練に努める必要があります。
- 地震時の同時多発火災等に的確に対応するため、消防力の整備に努めるとともに、救急業務の高度化と応急手当の普及啓発を図る必要があります。
- 高齢社会の進展する中で、高齢者を火災から守るため住宅防火対策を推進する必要があります。

\*中高層建築物:高さ15メートル以上の建築物。

○本市の公共建築物は、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備され、建築後20年以上を経過する施設が多く存在し、施設の老朽化が進んでおり、その対策が必要となっています。

#### 《交通安全》

○交通事故による死傷者数の減少に向け、関係機関、団体との連携を強化し、効果的な交通安全対策を図る必要があります。

○高齢化の進行に伴い、交通事故による死傷者数全体に占める高齢者の割合が高くなっています。このため、高齢者の交通安全教育の推進・充実等、高齢者の交通事故防止対策を図る必要があります。

○自転車等の放置防止対策の実施により、一部では放置状況の抑制が見られますが、地域に応じた恒久的な駐輪場整備が求められています。

○全市的に歩道の整備率が低い上、今ある幅員の狭い歩道も歩行者と自転車が混在して通行しているため、安全性が損なわれています。

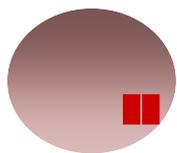
○幹線道路の混雑やカーナビゲーションの普及により、生活道路が抜け道となり市民の安全性や快適な生活が損なわれています。

#### 《防犯》

○近年の都市化や社会環境の変化などにより、地域コミュニティー機能や規範意識等が低下しており犯罪の増加等につながっているため、地域コミュニティーの活性化や規範意識の醸成など防犯意識の高揚に取り組む必要があります。

○犯罪が生じにくい市街地環境づくりを推進していく必要があります。

○安心して暮らせる安全なまちづくりをめざし、ハード・ソフト一体となった防犯対策を進める必要があります。



## 目標

### 【目標】

#### 防災・消防

地震・津波をはじめとする自然災害や事件、事故などの社会的災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、総合的な都市防災の推進に努めます。また、自主防災組織\*の充実など市民と行政が一体となった防災体制の充実強化や安否情報を含む各種災害の情報収集、提供手段の整備を図ります。

防災拠点となる消防施設の充実強化を図ります。

引き続き、救急救命士を含む救急隊員の質の向上を図り、救急業務の高度化と応急手当の普及啓発を図ります。また、地震時の同時多発火災等に的確に対応するために、消防力の整備に努めます。

### 【施策の方針】

1. 地震対策の充実
2. 風水害対策
3. 公共建築物の維持・保全
4. 消防力の総合的整備・充実
5. 火災予防対策
6. 交通安全意識の高揚
7. 駐輪対策の推進
8. 交通環境の整備
9. 防犯活動の充実・強化

自主防災組織: 防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感と住民の隣人互助の精神に基づく自発的な住民防災組織。

当初計画した無線中継局の建設を消防・救急無線のデジタル無線設備の構築として再設定します。

消防法の規制を受けなかった一般住宅について、さらに防火対策を推進して火災による被害を少なくするよう努めます。

利用者等の安全を確保するため、既存公共建築物については、適切な維持管理を推進し、その長寿命化を図るとともに、建て替えを含めた維持保全システムを構築します。

#### 交通安全

市民の安全を守り、快適な生活環境を確立するため、関係機関、団体と連携し、鎌倉市交通安全計画に基づく各種交通安全対策を推進し、交通事故による年間死傷者数の減少をめざします。

生活道路への通過車両の進入を抑え、快適で安全な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系をめざします。

#### 防犯

犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるため、あらゆる機会を通じ防犯意識、規範意識の向上を図っていきます。

犯罪のない地域社会を形成するため、市民、行政、警察等が連携しながら地域防犯対策を進めます。

犯罪が生じにくい市街地環境づくりを進めるため、公共施設、住環境などの整備等や子どもたちの安全確保づくりを、ハード・ソフト一体となった防犯対策を推進していきます。

(再掲)

1. 地震対策の充実
2. 風水害対策
3. 公共建築物の維持・保全
4. 消防力の総合的整備・充実
5. 火災予防対策
6. 交通安全意識の高揚
7. 駐輪対策の推進
8. 交通環境の整備
9. 防犯活動の充実・強化



## ■ 施策の方針 ■

### 《防災・消防》

#### 1 地震対策の充実

(1) 総合的な防災体制の強化を図るため、市民はもとより観光客をも視野に入れ、ミニ防災拠点\*をはじめとした防災施設・設備の充実整備を図るとともに、食糧、飲料水等の備蓄を進めます。また、災害時要援護者対策の強化を図ります。

(2) 地震被害想定\*に基づき、住宅に対する耐震診断の促進、落下物・ブロック塀対策や被災建築物の応急危険度判定制度などを推進します。

(3) 減災対策の推進を図るため、市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という基本的理念に沿って、自主防災組織の育成強化に

ミニ防災拠点: 地震災害時の避難場所として位置づけられた、市立の鉄筋コンクリート造の小・中学校 24 校のこと。情報の収集・伝達体制が整備されるとともに、食糧、水などの備蓄等、より充実した避難所として整備されている。

地震被害想定: 想定した地震が発生したとき、ある地域に生じる災害の予測。対象地域を分割し、各地区の受ける地震動の強さを震源域との位置関係や地盤などから推定し、建物の倒壊、火災の発生や延焼の可能性などを推測する。それらを総括し、防災計画の基礎資料とする。

努めます。また、災害情報の収集、伝達など日頃から自主防災組織やライフライン事業者をはじめ防災関係機関、医療機関との連携及び協力体制の整備を図ります。

## 2 風水害対策

がけ・急傾斜地については防災工事の施工に関し国・県へ働きかけるなど達成率の向上を図ります。また、市内の浸水箇所を解消するため、浸水対策を進めます。

## 3 公共建築物の維持・保全

公共建築物に係る維持保全システムを構築し、効率的で適正な維持管理、耐震性能の向上等を図ります。

## 4 消防力の総合的整備・充実

(1) 災害時の防災拠点となる消防庁舎・消防団器具置場などの消防施設や設備の充実を図るとともに、消防の組織、機能の総合的な整備を図ります。

(2) 高度情報化に対応した消防緊急情報システムの充実強化を図ります。

(3) 防火水槽\*などの消防水利の適正配置を行い、消防用施設の充実強化を図ります。

(4) 救急救命士の育成を行い、医療機関と連携した救急・救助体制の充実を図ります。

また、市民に対し応急手当などの普及啓発活動を積極的に行います。

(5) あらゆる災害から市民の生命財産を守るため、常に高度な消防技術の維持向上をめざします。

## 5 火災予防対策

(1) 火災による死傷者及び被害の減少を図るため、住宅防火対策を進めます。

(2) 火災予防の啓発や学校等における消火・避難訓練を通じて防火意識の高揚を図ります。

## 《交通安全》

## 6 交通安全意識の高揚

平成 13(2001)年度に第7次鎌倉市交通安全計画を策定して実施していますが、平成 18(2006)年度からは第8次鎌倉市交通安全計画を策定し、関係機関、団体との連携により、総合的、効果的な交通安全対策を推進します。

## 7 駐輪対策の推進

大船駅周辺で恒久的な駐輪場整備を進めるほか、湘南モノレールや江ノ電沿線をはじめとする新たな自転車等放置禁止区域の設定にあたっては、地域の特性や今後の地域の整備計画とも調整をとりながら進めていきます。

## 8 交通環境の整備

(1) 生活道路への通過車両の進入を抑え、快適で安全な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系をめざします。

(2) 歩行者を優先した生活道路の整備を推進します。

防火水槽：消火栓による消火活動の補助や災害時に消火栓が利用できなくなった場合に利用する貯水設備。水槽型体としては、地上タンク型、耐震性組み立て型、大規模建物の地中梁(ちちゅうばり)などがある。また貯留水型、飲料水兼用型もある。

- (3)「あんしん歩行エリア」整備事業\*に指定された区域については、快適な歩行、自転車ネットワークの整備を関係機関と調整の上、推進します。
  - (4)交差点改良等交通安全施設を整備します。
  - (5)交通環境の改善に向け、違法駐車等の追放や交通規制を関係機関に要請します。
- 《防犯》

9 防犯活動の充実・強化

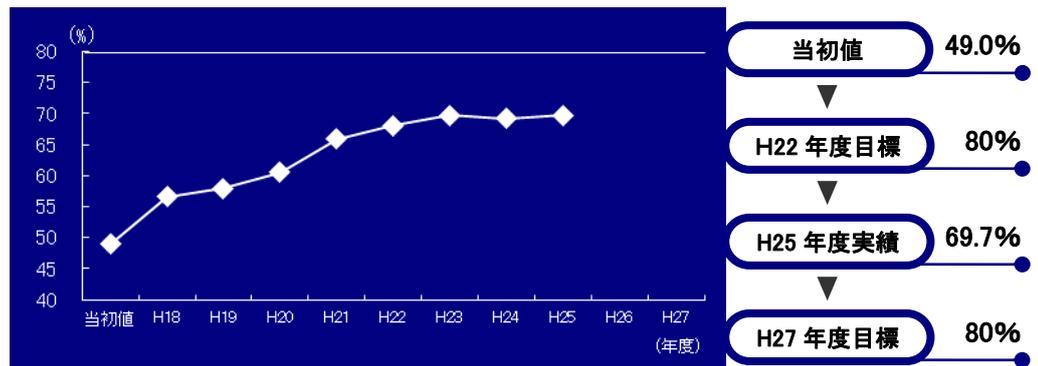
- (1)一人ひとりが防犯に対する意識を持つよう犯罪発生状況や防犯対策などに関する情報提供や防犯の啓発に努めていきます。
- (2)関係機関との連携を図る中で各種防犯活動を推進していくとともに、市民、市、警察等が連携、協力しながら地域ぐるみの防犯活動を推進していきます。
- (3)犯罪のない市街地環境づくりをめざし、防犯の観点からの公共施設管理等、住環境づくり、自治会などで設置する防犯灯の設置等を推進していきます。
- (4)子どもの安全確保のため、地域全体で見守るなどの活動を進めていきます。

目標指標

- 【主な所管部・所管課】
- 防災安全部
    - 総合防災課
    - 市民安全課
  - まちづくり景観部
    - 交通計画課
  - 都市整備部
    - 道路課
  - 消防本部
    - 消防総務課
    - 警防救急課
    - 予防課

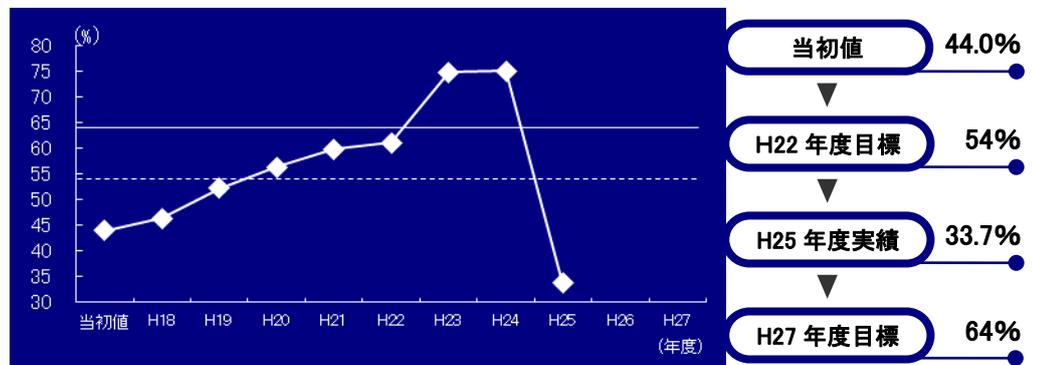
■自主防犯団体組織率(+)  
【統計指標】

市内の自治会・町内会のうち、自主防犯活動に取り組んでいる組織の割合



■ミニ防災拠点の備蓄率(+)  
【統計指標】

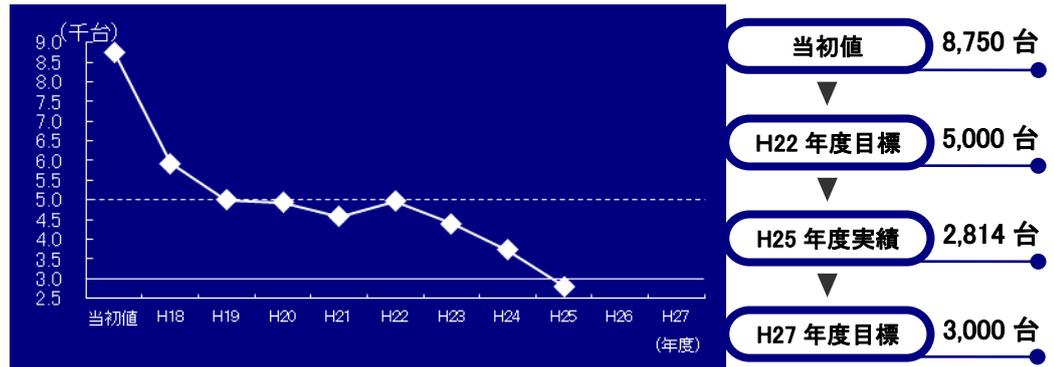
ミニ防災拠点(市内24小・中学校)全体の備蓄目標に対する備蓄品の整備率



\*「あんしん歩行エリア」整備事業:交通事故の発生割合が高い箇所において歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保し、死傷事故の削減を目的として、交通安全対策を行うエリア。平成15年7月に「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき、県内(政令市を除く)で22地区、市内では鎌倉駅周辺及び大船駅周辺の2地区が指定された。

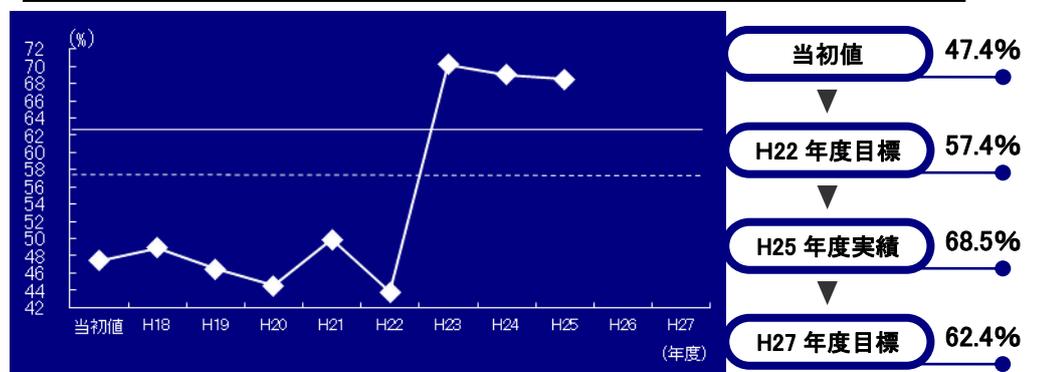
## ■ 放置自転車数(-) 【統計指標】

市内2ヶ所にある自転車保管場所に持ち込まれた放置自転車の年間総数



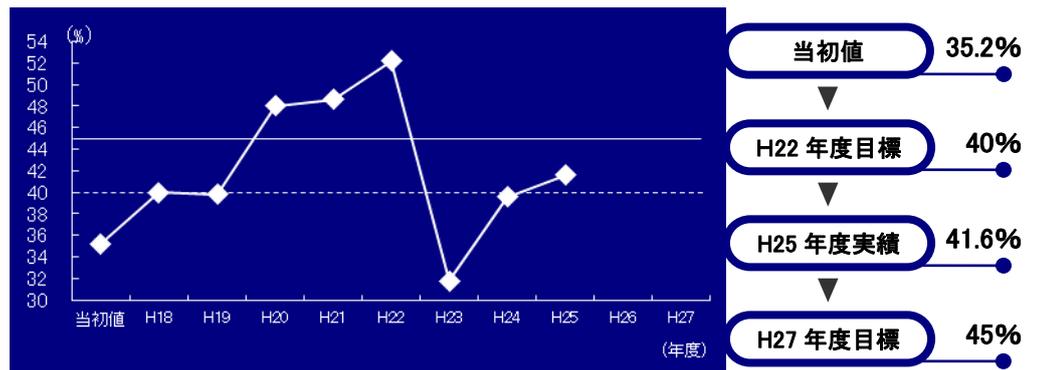
## ■ 危機管理意識の浸透率(+ ) 【アンケート指標】

非常時の備えを行っている市民の割合



## ■ 市民満足度(+ ) 【満足度指標】

災害対策、交通事故や犯罪などへの安全対策が進められているまちの実現状況について、市民が実感している割合



## ■ 目標達成に向けた 25 年度の実績と自己評価

### 【防災安全部】

- ・危機管理意識の向上を目的とした訓練・研修の実施
- ・危機管理体制の強化充実のための緊急用備蓄品の整備
- ・地震災害時業務継続計画(第1次)の策定
- ・防災行政用無線子局の増設(3基)

■■ 評価と展開 ■■

- ・防災行政用無線戸別受信機の有償配布の実施
- ・津波避難路整備(避難誘導標識(照明灯付き)、路面シート等整備)
- ・照明灯付き広域避難場所標識整備(5ヶ所)
- ・災害時要援護者管理システム作成
- ・災害従事職員対応備蓄品の整備
- ・地域防犯活動への支援(合同パトロールへの参加、防犯講話・教室開催、防犯グッズ貸出)
- ・防犯フォーラムの開催
- ・犯罪発生の情報提供等(不審者情報、注意喚起メール配信、ホームページの更新頻度の向上、ツイッターの活用、キャンペーンの実施)
- ・地域巡回パトロールの実施

#### 【まちづくり景観部】

・放置自転車等防止対策として警告、移動を実施しました。また、フラワーポット等を設置し、放置しづらい環境づくりを実施しました。

JR 鎌倉駅及び大船駅周辺の自転車等放置禁止区域については、監視員を7時30分から17時30分まで常時配置し、監視を行いました。

日曜日の放置自転車対策として、JR 鎌倉駅及び大船駅周辺の自転車等放置禁止区域で月2回の監視を行いました。

以上のことを実施することにより放置自転車等が減少しました。

平成25年9月にJR 鎌倉駅及び大船駅周辺において、警察と協力し、放置禁止キャンペーンを行いました。

#### 【消防本部】

\* 第2期基本計画中期実施計画において建設した鎌倉消防署七里ガ浜出張所については、適正な運営管理を行いました。

\* 消防本部機能を大船消防署に移転するための改修工事に係る業務設計委託を行いました。

\* 市民に高度な救急サービスを提供し、救命講習会等については、283回開催し、受講者8,094名に対して普及啓発活動を行いました。市内の公共施設53箇所に配置したAEDについては、維持管理に努めました。

\* 消防救急無線のデジタル化無線整備事業については、平成27年度の運用開始に向け、県下消防本部(局)が共同で実施する共通波整備業務に平成24年から着手するとともに、本市が管轄区域内で使用する活動波の実設計画を行いました。

\* 火災予防など消防全般に対する相談の受付や事業所に対する防火管理指導、防火対象物に対する立入検査を実施しました。

### ■8年間(平成18~25年度まで)の取組の評価

#### 【防災安全部】

##### [防犯活動の充実・強化]

刑法犯認知件数は、防犯への取組の強化により、約60%の減少となり、単位人口あたりでの件数では、県内19市中最少値もしくは2番目となっています。今後も、市民・市・警察・関係機関等が連携し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進していく必要があります。なお、満足度指数は波があることなどから広報・周知に対する取組強化

も課題としてあげることができます。

#### [風水害対策]

急傾斜地崩壊危険区域の指定は平成 25 年度末で 91 区域となり、そのうち 73 箇所は概ね対策工事が完了しました。既成宅地等防災工事資金助成による工事も各年度に要望があったほぼすべてに助成しました。

#### [地震対策の充実]

市民の生命・財産を守るため下記施策について重点的に取組んでおり、災害時対応のための環境整備は着実に進んでいます。

- ・災害時情報伝達手段の整備強化(防災行政用無線の整備、戸別受信機の導入、Jアラートの導入、災害情報メール配信等)
- ・防災倉庫の整備、食糧備蓄の推進・更新
- ・災害対策本部室の整備
- ・津波、洪水、土砂災害ハザードマップ、かまくら防災読本の作成
- ・津波避難対策の充実(避難訓練の実施、避難シミュレーションの実施、避難誘導標識の増設、海拔表示の実施等)
- ・自主防災組織の充実(防災器材の整備、防災意識の向上に対する補助等)

平成23年の東日本大震災後の防災意識の変化や新たな対策を反映して、平成25年に地域防災計画(地震災害対策編)の改定を行いました。また、震災で明らかとなった課題への緊急的な対応を行うとともに、改定した地域防災計画に基づく短期・中期・長期の対策を推進することとしています。

#### [危機管理対策]

鎌倉市緊急事態対策計画(総論編)、地震災害時業務継続計画(第1次)を策定しました。

#### 【まちづくり景観部】

・大船駅西口については、平成 24 年 4 月に大船駅西口交通広場自転車等駐車を開設したことで安全で快適な生活環境が向上しましたが、大船駅東口については、恒久的な駐輪場整備が進んでいないことから、大船駅東口再開発事業に併せ恒久的な駐輪場整備を推進する必要があります。

放置自転車防止対策の徹底により、自転車保管場所に持ち込まれた放置自転車の年間総数は、平成 18 年度の 8,502 台から平成 25 年度の 2,814 台へ減少しています。

買物客などの店舗利用者の歩道等一時駐輪に対する対策として、平成 25 年 9 月に鎌倉駅及び大船駅周辺において、警察と協力して放置禁止キャンペーンを行いました。

#### 【消防本部】

・実施計画事業において建設した鎌倉消防署七里ガ浜出張所については、適正な運営管理を行いました。

消防本部機能を大船消防署に移転することとともない、改築工事設計業務委託を行いました。

市民に高度な救急サービスを提供し、救命率の向上を図るため高規格救急自動車を更新し、さらに、高度救命処置が可能な資格を有する救命士の養成を図りました。

市民等に対する救命講習会を継続して実施し、普及啓発活動を行いました。さらに市内の公共施設に配置した AED は、維持管理に努めました。

Ｅメール 119 番通報システムは、継続して市民にサービスを提供しました。

消防救急デジタル無線整備事業は、神奈川県下消防本部(局)が共同で実施する共通波整備業務に平成 24 年度から着手するとともに、本市で使用する活動波の実施設計を行いました。

火災予防では、1人暮らし高齢者宅へ住宅用火災警報器の無償配布を行い、また、住宅用火災警報器設置済シールを無料配布するなど、防火対策の充実に努めました。

### ■25 年度までの未達成事業の課題・問題点など

#### 【防災安全部】

- ・職員一人ひとりの危機管理意識の向上と危機管理体制の強化・充実
- ・平成 25 年 12 月に南海トラフ地震対策特別措置法及び首都直下型地震対策特別措置法が施行されたことに伴う、新たな計画や施策の検討
- ・地域防災計画(風水害編)の改定
- ・高齢者を狙った振込め詐欺や自転車盗による刑法認知件数の増加(24 年までは減少傾向であったが、25 年度には増加)
- ・自主防犯活動団体の構成員の高齢化や固定化
- ・体感治安等の向上を図るための広報・周知の取組み強化
- ・地域防災計画(地震災害対策編)の改定に際する神奈川県の新たな被害想定を採用による、想定避難者数が増加、避難所(ミニ防災拠点)の備蓄率の低下

#### 【まちづくり景観部】

・鎌倉駅西口の駐輪場待機者を解消することや大船駅東口については恒久的な駐輪場が不足していることから、駐輪場の整備が課題です。

買物客などの店舗利用者の歩道等一時駐輪に対する対策が必要です

#### 【消防本部】

・腰越消防出張所の建替えについて、プロジェクトチームを立ち上げ津波の被害を受けない場所及び接道、敷地面積等諸条件を満たす適地の選定を行いましたが、当地域に適地がなかったため、現腰越消防出張所を解体し改築することとなりました。現腰越消防出張所は津波予想浸水範囲にあるため、改築にあたり堅牢で津波被害をできるだけ軽減する設計とし、地域の防災拠点として、地域住民の安心・安全を確保していきます。

### ■第3期基本計画の施策の方針における今後の展開(取組方針)

#### 【防災安全部】

##### 《危機管理対策》

・さまざまな危機管理事象に備えた対策を推進するため、職員や市民の危機意識を醸成させる研修や講座を開催するとともに、地震災害時業務継続計画(BCP)の実行性を高めるために図上訓練等を行い、職員意識と組織体制整備の向上等を図ります。

##### 《地震対策・風水害対策の充実》

・鎌倉市地域防災計画に基づき、施設整備や備蓄の推進、自主防災組織への支援など、防災施策を進めます。

##### 《防犯活動の充実・強化》

・地域防犯活動への支援を継続します。(合同パトロールへの参加、防犯講話・教室開催、防犯グッズ貸出)

・犯罪発生の情報提供等の充実化を図ります。(多種多様の媒体使用。提供の質・頻度

の向上等)

・県内他市に比べ最少クラスの単位人口当たりの刑法犯認知件数の維持を目標として、地域や関係団体との連携を深め、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。

**【まちづくり景観部】**

《駐輪対策の推進》

・鎌倉駅西口及び大船駅東口の駐輪場用地確保については、JR東日本及び関係課との調整を行いながら、長期的な課題として検討していきます。

店舗利用者の歩道等一時駐輪を含めた放置自転車等防止対策については、引き続き、監視員による監視を行うとともに、警察と協力した放置禁止キャンペーンを行います。

**【消防本部】**

《消防機能の整備・充実》

東日本大震災以降、市民の防災に対する意識が高揚していることから、更なる安全確保が図れるよう以下のとおり取り組んでいきます。

・市内全域の消防力の強化を図るため、更なる防災拠点となる消防施設の整備充実を図ります。

・救急救命士の養成は、今後定年退職等により目標数に欠員が生じないよう計画的に養成していくとともに、市民に対して、高度な救命処置が可能な資格を有する救急救命士の養成を図ります。

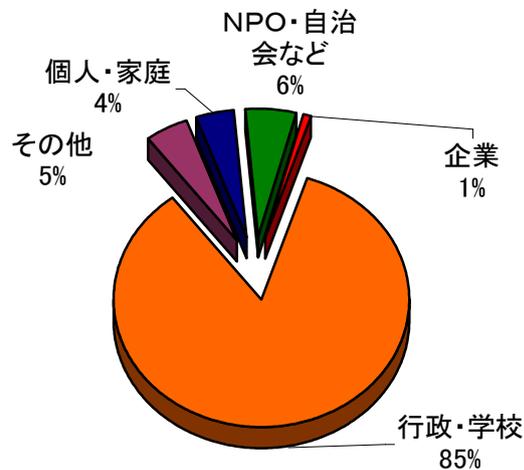
・消防救急無線(共通波・活動波)については、平成 27 年度からのデジタル方式における運用開始に向け事業の進捗を図ります。

・防火対象物に対する立入検査を強化し、法令違反等の対象物を軽減するとともに、各種災害の件数を減らすことを目標とします。

## ■市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- 災害の未然防止と被害の軽減を図るため、災害情報伝達の方法や食糧の備蓄など、日ごろから備えておきます。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、地域における自主的な助け合い、支え合いを基本とした防災・防犯体制の充実を図ります。

## 参考：市民が期待する各主体の役割の大きさ



(「平成 15 年度市民意識調査」より)

## 鎌倉市民評価委員会による評価

この分野の8年間の取組は、**きわめて優れていた**。

### この分野の8年間の取組の進捗状況・取組のあり方に関する意見

・災害対策や市民の安全な生活を守るために、東日本大震災という大きな災害の中で十分努力して進められてきた。

・「鎌倉市地域防災計画」を策定、防災行政用無線子局の増設(6基)、防災行政用無線戸別受信機の試行、暫定版津波浸水予測図・海拔マップの作成、電柱等への海拔表示の実施(約 350 箇所)、津波避難路の整備、緊急用備蓄品の整備、防災訓練・研修の実施(観光客(海水浴客)の避難誘導(訓練))、災害時情報伝達の整備等、災害対策は着実に進んでいる。

・「かまくら防災読本」も大切な情報が良く纏められている。なお、津波避難ビル屋上の海拔高を記載して欲しかった。

・震災を経て地震対策の充実を図り、防災や地域安全に関する市民の意識が高まった。その意識を持ち続けられるよう、自主防災組織等で協働していきたい。

・JR、江ノ電の具体的な協力体制も気懸かりである。

・母数が分からないので良く分からないが。刑法犯認知件数が約 60%減、県内 19 市中最小値もしくは2番目となっていることは、もっと誇ってもよいことである。

### 第3期基本計画に向けたこの分野に関する意見

・防災・減災対策は第3期基本計画の目玉であり、喫緊の課題である。国は国土強靱化基本計画を閣議決定し、同アクションプランを作成した。本市も第3期基本計画の実行性をどこまで担保するか？大いに関心を持っている。

・東日本大震災以降、南海・東南海トラフ地震を想定した被害対策を継続的に行っていく必要がある。津波被害対策として津波避難訓練を行ったり、避難経路の整備を進めていることは大事である。安全なまちを目指し、災害時の観光客避難誘導・風水害対策など、シミュレーションして対策して欲しい。また、3年が経過し、危機意識が薄れてきていると同時に、市民の災害への関心も薄れつつあるように感じられる。行政で対応出来る対策には限界があり、個々の市民が自ら対策しなければならない事の方が多いことから、市民の災害対策への啓発活動をより重点的に行うなど、効果的な啓発を行ってほしい。

・まち全体の安全安心の確保として、交通への対策や地震等の災害への対策等、幅広くその活動が求められ、緊急性の高いところからの整備や充実が必要であろう。

・犯罪の多様化に対応できるように市民、行政、警察の連携を強めたい。

#### この分野の指標に関する意見

・満足度が平成 23 年度に急落したのは東日本大震災の影響である。こうした中でも、市民満足度は徐々に向上している。しかし、東日本大震災から3年が経過しており、防災意識の風化を意識し、引き続き施策を実行していく必要がある。なお、満足度の平成 27 年度目標値が 45%では低過ぎる。改定時に大幅 UP することを期待する。

・地域安全や防災対策について物理的な対策を行うと、多くの場合において多額の費用がかかるため、コストと満足度は比例すると思われる。コストをかけずに満足度が向上するような研修や講座への参加前と参加後の意識変化等を指標に加えることについて検討すべきである。

・被害想定の変化による指標の変化に対応して新たな指標と目標値を策定すべきである。

・非常時における備えや自主防犯への意識の向上は今後も維持できること期待する。

・放置自転車の激減も良い結果である。危機管理意識が高まったのでこれを維持できるようにしたい。

#### この分野に関する総括意見

・この分野は日常生活への安全確保と非常事態への備えといった両輪への対応が求められる。市民の安全確保は市政として最も重要なことなので今後も努力を期待する。

・防災対策における短・中・長期の具体的な施策の構築が必要である。

・地域安全は一地方都市だけで対応出来る事は非常に少なく、警察や周辺市町村と協力しあう必要があるため、定期的に協議する機会を設け、柔軟に対応していく事が必要であると考えられる。

・地域安全は、鎌倉市公共施設再編計画と一体的に事業を推進されるものと期待する。緊急避難を想定し、鉄道事業者等と連携し、緊急時の公共施設利用を検討したらよいと思われる。

・東日本大震災の教訓と本市の特性を踏まえた「鎌倉市地域防災計画」の検討が必要である。

・自治会、町内会の防犯活動が高まっている。コミュニティの力も活用して地域安全を守りたい。

・国交省は「タイムライン」の作成を公表している。鎌倉市も同様の動きがあることを期待する。

<p style="text-align: center;"><b>実施計画</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害情報伝達体制の充実(5-1-1-①)</li> <li>■防災拠点の整備(5-1-1-③)</li> <li>■自主防災組織の育成支援(5-1-1-④)</li> <li>■災害対策の充実(5-1-1-⑧)</li> <li>■津波避難対策(5-1-1-⑨)</li> <li>■危機管理体制の構築と推進(5-1-1-⑩)</li> <li>■災害時要援護者対策(5-1-1-⑪)</li> <li>■帰宅困難者対策(5-1-1-⑫)</li> <li>■既成宅地等防災工事費の助成(5-1-2-①)</li> <li>■急傾斜地崩壊危険区域の指定及び防災工事の促進(5-1-2-②)</li> <li>■市役所本庁舎の設備改修(5-1-3-①)</li> <li>■消防署所の総合的整備・充実(5-1-4-①)</li> <li>■消防救急デジタル無線設備等の整備(5-1-4-③)</li> <li>■救急業務の高度化の推進(5-1-4-⑤)</li> <li>■高規格救急自動車の配備(5-1-4-⑥)</li> <li>■消防通信指令システムの更新(5-1-4-⑦)</li> <li>■消防団(資機材)の充実(5-1-4-⑨)</li> <li>■消防本部機能の移転(5-1-4-⑩)</li> <li>■災害対応資機材の整備(5-1-4-⑪)</li> <li>■防犯活動の充実(防犯灯設置等への助成)(5-1-9-①)</li> <li>■防犯グッズの貸出(5-1-9-②)</li> <li>■地域防犯力の向上(防犯アドバイザー等の配置)(5-1-9-③)</li> <li>■セーフコミュニティの推進(5-1-9-④)</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>個別計画</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■鎌倉市地域防災計画</li> <li>■鎌倉市国民保護計画</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>事務事業評価</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設計事務(経企-04、都整-17)</li> <li>■総合防災事業(防安-01、防安-02)</li> <li>■がけ地対策事業(防安-03)</li> <li>■安全・安心まちづくり推進事業(防安-04)</li> <li>■交通安全対策事業(防安-05、都整-09)</li> <li>■放置自転車防止事業(まち-04)</li> <li>■放射性物質測定事業(都整-29)</li> <li>■消防運営事業(消防-01)</li> <li>■行事開催事業(消防-02)</li> <li>■消防施設管理事業(消防-03)</li> <li>■消防団運営事業(消防-04)</li> <li>■消防団活動事業(消防-05)</li> <li>■消防施設整備事業(消防-06)</li> <li>■警防活動事業(消防-07)</li> <li>■救急活動事業(消防-08)</li> <li>■消火栓管理事業(消防-09)</li> <li>■車両購入事業(消防-10)</li> <li>■指令活動事業(消防-11)</li> <li>■予防活動事業(消防-12)</li> <li>■鎌倉・大船消防署警防活動事業(消防-13)</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>関連リンク</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">■防災情報のページ(内閣府)</a></li> <li><a href="#">■消防庁(総務省)</a></li> <li><a href="#">■交通安全対策(内閣府)</a></li> <li><a href="#">■安全政策(国土交通省)</a></li> <li><a href="#">■犯罪対策閣僚会議(首相官邸)</a></li> <li><a href="#">■防犯対策(警察庁)</a></li> </ul>